

Build Live Japan 2015 FAQ

【現地見学会】

Q1：6月13日（土）の現地見学会では「名刺交換」とあるが、名刺を準備しないといけないのか。

A1：名刺はなくてもかまいません。現地見学会は本名でなくニックネームで参加できます。BLJ2015に参加するかどうか未定の企業や学校で匿名を希望される場合は、見学会を匿名で過ごすことも可能です。

現地市街地見学や交流茶話会で異なる企業・学生間で意気投合し、チームを結成される場合は、メールアドレス等を交換すれば名刺はなくても大丈夫です。

Q2：きつき生涯学習館までのアクセスが悪いが。

A2：大分空港、JR 杵築駅ともバス・タクシーの利用をご検討ください。レンタカーを利用されると、少し足をのばせば熊野磨崖仏や国宝富貴寺など国東半島の文化に触れることもできます。

http://www.kit-suki.com/common/index.php?action=story&story_id=197

ちなみに、約半世紀前は JR 杵築駅と大分空港の近辺を結ぶ鉄道があり、現在のバスターミナル近辺に駅がありました。距離感の参考になるかと思います。

<http://homepage1.nifty.com/pyoco3/kyusyu/oita/kunisaki/kunisaki.html>

【募集要項】

Q3：募集要項－共通事項－9.の知的財産権について、4ポツ目と6ポツ目の関係如何。

A3：募集要項では、「提出作品（建築物の IFC モデル）」と、これにプレゼン資料や概算書などを加えた「提出物」全体とを書き分けています（募集要項 A3.及び募集要項 B4.）。

提出物全体については、主催者等が複製等利用することを無償で許諾することについて、同意を求めており、これは BLJ2014 以前の取り扱いと同じです（募集要項 9.の4ポツ目）。

ただし、BLJ2015 では、提出物のうち「提出作品」を実際に建設する場合における、著作権法第2条第1項第十五号ロの複製に限り、知的財産権の行使を可能としています（募集要項 9.の6ポツ目）。これは、事業主体が主催者等であっても適用されます。

なお、この場合であっても、著作者が同一性保持権を行使しないのが前提ですから、複製権（著作権法第21条）及び意匠権が対象とお考えください。

【募集要項－共通事項】

Q4：本コンペの「プロポーザル」及び「Build Live」の両方に団体で参加したいと思いを。募集要項に、「プロポーザルが本番の審査に関与する」と説明がありますが、参加者用登録フォームに記述するチーム名は、「プロポーザル」と「Build Live」で変更可能なのでしょうか。

A4：変更可能です。

ただし、募集要項－共通事項の2ページに、

「プロポーザル提案を提出せず第2段階のみの参加も可能ですが、提出したほうが Build Live 以前の段階から地域住民へのアピールができますので、地域賞への近道となるかもしれません」と記載してあるアピールを、Build Live 本番の審査との関係で期待されるのであれば、「Build Live」のチーム名登録時に、「プロポーザル」のチーム名と同じであることがわかるように申請をお願いします。

【その他】

Q5：募集要項に記述されている「スーパーフロントローディング」という用語について、何か補足の情報がありましたら説明をお願いします。

A5：募集要項－共通事項の1ページ②の「スーパーフロントローディング」とは、企画・基本設計よりもさらに早い段階での検討を意味する、新たな表現です。3次元設計BIMでは、通常のプロジェクトで実施（詳細）設計時に行う検討を、企画・基本設計時に前倒しシミュレーションすることで、品質・コスト等を向上させることができ、これを「フロントローディング」と呼びます。BLJ2015では、事業主体も決まっていなより早い段階において、まちのユーザーである住民の意見を聞くプロセスを試みることで、プロジェクトにさらなる価値を付与することを模索するとの趣旨です。

【募集要項－B】

Q6：「建設費・維持運営費の概算書」は、類似施設の建設実績がないと高い精度のものが出せないが、なぜ提出を推奨しているのか。

A6：建設費・維持運営費の概算書は任意提出ではありますが、BIMのもつ機能が社会に貢献できることを示すチャンスとして、BLJ2015では提出によって、地域賞の審査対象になる可能性が高まるプロセスとしています。

昨今、予算より大幅に病院等の建設費が高騰するなどの報道が相次いでいます。

BIMは部材の数量等を計算することが容易な技術です。BLJ2015は事業主体すら決まっていなという建設プロジェクトとしては極めて異例な早期での設計（スー

パーフロントローディング) に取り組みますので、予算より前に数量等を示すことが技術的には可能です。

概算を大つかみで見て、この金額なら建設・出店・投資・回収ができるかどうか、潜在的な各地の事業主体のニーズを喚起することによって、設計のない段階で予算に縛られる従来方式よりもプロジェクトのリスクが減らせれば、官民間わず社会的に BIM が貢献できることを示せる可能性があります。

仮に、実際の建設がなされるとしても将来の話ですから、「計算根拠がわかり単価の入れ替え等で将来使用可能なもの。」と注釈を付して、事業主体側が概算を使用する際に単価をコントロールすることを前提にしています。

まずは、BIM は数量等が出せるということ、それは BIM 技術が建設技術者に限らずより広い社会の利益に役立つかもしれないこと、それを示すための概算ですから、提出を推奨しています。ご協力をお願いします。

ー以上

公開履歴：	
6/10	Q1, Q2, Q3
7/01	Q4, Q5
8/12	Q6